

## 政治倫理条例について

## ※村上市議会基本条例

(議員の政治倫理)

第 22 条 議員は、市民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、品位の保持に努め行動しなければならない。

2 議員は、市から活動や運営の全てに対して補助金又は助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとする。

## 1 政治倫理条例の制定状況

市議会議員についての政治倫理条例の制定には、令和 2 年 12 月 31 日現在 815 市（特別区含む）のうち制定済の 411 市の内訳は、4つのパターンがある。

人口段階別	政治倫理条例（資産公開の規定を含む）を制定している	政治倫理条例（資産公開の規定を含まない）と資産公開条例をそれぞれ制定している	政治倫理条例（資産公開の規定を含まない）のみを制定している	資産公開条例のみ制定している
5 万人未満 280	8 ( 2.9%)	0 ( 0%)	132 (47.1%)	0 ( 0%)
5～10 万人未満 250	15 ( 6.0%)	0 ( 0%)	121 (48.4%)	0 ( 0%)
10～20 万人未満 152	10 ( 6.6%)	1 ( 0.7%)	61 (40.1%)	0 ( 0%)
20～30 万人未満 48	2 ( 4.2%)	0 ( 0%)	14 (29.2%)	0 ( 0%)
30～40 万人未満 29	1 ( 3.4%)	0 ( 0%)	12 (41.4%)	0 ( 0%)
40～50 万人未満 21	2 ( 9.5%)	1 ( 4.8%)	7 (33.3%)	0 ( 0%)
50 万人以上 250	0 ( 0%)	0 ( 0%)	4 (26.7%)	0 ( 0%)
指定都市 20	3 (15.0%)	2 (10.0%)	0 ( 0%)	15 (75.0%)
全市 815	41 ( 5.0%)	4 ( 0.5%)	351 (43.1%)	15 ( 1.8%)

出典：全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査結果（令和 2 年中）」【16-2】議員についての政治倫理・資産公開に関する条例の制定状況

## 2 条例内容の概要

政治倫理条例に盛り込む規定については、①政治倫理基準、②請負等の制限、③資産公開、④住民の調査請求、⑤政治倫理審査会、⑥問責制度の 6 項目のうちの全部または一部が一般的であるとされている。

## [確認事項]

当市で制定する条例は、資産公開の規定を含まない倫理条例としてよいか。

#### **[協議事項]**

○条例の構成は（規定する項目）

- ①政治倫理基準
- ②請負等の制限
- ③資産公開
- ④住民の調査請求
- ⑤政治倫理審査会
- ⑥問責制度

○議会基本条例第 22 条との整合は

### **3 条例制定に向けた今後の予定について**

- 7月 条例に盛り込む項目を選定
- 8月 事務局にて条例（素案）を作成
- 9～10月 条例（案）を精査
- 10月 条例（案）をパブリックコメントにかける（3週間）
- 11月 提出された意見を条例（案）に反映
- 12月 第4回定例会に条例案を提出、制定